

午後1時00分開会

○小林委員長 こんにちは。ただいまから企画総務委員会を開会します。座らせてやらせていただきます。

傍聴の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承をよろしくお願いいたします。

欠席届が出ています。総合窓口課長、通院のため、国際平和・男女平等人権課長が午後2時30分から公務のため、政策経営部長が弔事のため、法務担当課長が休暇のため、デジタル政策課長が出張公務のため、財産管理担当課長がお子様の看護のため、選挙管理委員会事務局長が定期健診のため、監査委員事務局長が午後1時20分から公務出張のため、欠席します。

日程に先立ちまして、1月10日付でデジタル担当部長に財産管理担当課長事務取扱を解く発令がありました関係で、委員、理事者の皆様には本日時点の名簿をお配りしておりますので、ご確認をお願いいたします。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、本日の日程をご確認ください。陳情1件、地域振興部の報告1件、政策経営部の報告が2件であります。この順番で進めていきたいと思っております。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、日程1、陳情審査に入ります。企画総務委員会に新たに送付6-46、区内地域格差・各町会の特性を思索した「地域コミュニティの形成と継承」を思考する特別委員会の設置を求める陳情が送付されました。陳情の写しをご覧ください。陳情の朗読は省略いたします。

本陳情では特別委員会の設置を求めることとなっておりますが、当委員会に送付された趣旨としては、区議会の公式な会議体では特別委員会の設置は検討しておりません。審査になじまないということで陳情者へお返しするというようになっておりますが、せず、丁寧に扱うということで、件名とは異なりますが、趣旨を酌み取り、陳情者が求める特別委員会の設置の中で検討してもらいたいという5項目の陳情項目を、要望を受け止めて審査することにしたいと考えております。そのように審査を進めていくことでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。本陳情は、議会として5項目の検討を求められております。その内容は当区では地域振興部の分掌事務であり、地域振興部の理事者が、まず現状の状況を情報共有してもらい、また、必要に応じて執行機関に確認する事項は質疑していただき、5項目の検討を進めることにしたいと思っております。そのように審査を進めていきたいんですけども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、まず本陳情について、執行機関から情報提供等を頂けないでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 恐れ入ります。それでは、今回陳情で頂きました課題等におけます現状認識ですとか取組状況について、かいつまんでご説明させていただきたいと

思います。

まず、町会におけます加入者の伸び悩みですとか、担い手、役員の成り手不足といったことにより持続可能性への懸念につきましては、かねてより様々なところからお寄せいただいております。また、今年度、区議会各定例会におきましても様々にご議論いただいているなど、私どもといたしましても大きな課題として認識しているところでございます。

こうした中、町会運営における困り事や課題につきましては、連合町会長会議をはじめ、今年度再開いたしました町会長また婦人部女性部長の研修会の中でも頂きましたご意見、また、試行的に実施させていただきました青年部の方との意見交換会のほか、各出張所長が町会の方々と日頃触れ合っている中で目にしたり耳にしたりすることを聞くなどにより、把握に努めているところでございます。

取組状況といたしましては、町会の加入促進をはじめ、町会運営の持続可能性に資する支援等について、近隣自治体の取組や事例も研究しながら検討を進めているところでございまして、令和7年度予算でお示しできればと考えているところでございます。また、併せまして区ホームページ等での情報発信ですとか、運営マニュアルの作成などにも取り組んでいく必要があるというふうに考えておりまして、これについても今作業を進めているところでございます。

今後、町会関係の皆様や議会からも引き続きいろいろとご意見を伺いながら、進めていきたいと考えているところでございます。

簡単でございますが、認識と現在の取組状況でございます。

○小林委員長 はい。今、情報提供を頂きました。委員の皆さんから執行機関に対する確認等がございましたら、質疑をお願いします。

○大坂委員 なる説明をありがとうございます。やはり千代田区において、町会ですとか地域のコミュニティ、これをいかに活性化させていくのか、持続させていくのか、先々につなげていくのかというのは、本当に喫緊の課題であり、世の中の情勢が変わっていく中で、それを支えていくというのは本当に大変なことだと思っています。ましてや町会で実際その実務に当たっている方々の苦労というのは、本当に計り知れないものがあるのかなと思っています。そうした中で、区としても一定の認識を持った上で、先ほど説明にもありましたが、令和7年度の予算にも、こういった形になるかまだ我々には分かりませんが、対応していただけるということは確認できたのかなと思います。

詳しいところについてはしっかりと予算委員会等々で精査をさせていただければと思うんですが、一方で、やはりこういった陳情が上がってくるということは、それぞれ切実な思いが各町会にはあるのかなと。それも、我々議員としても地域を回っていく中でいろんなところでいろいろな話は聞いていますので、それも共通の認識にはなっているのかなとは思っているんですけども、一方で、この例えば担い手不足という問題を一つ取っても、それぞれの町会で実情は全然違うのかなというのも肌感覚として持っています。というのは、実際に本当に町会員が全く数がないような町会もあれば、たくさん人はいるんですけども、昔からやっている人たちが固まっていて次の後継者がなかなか育っていかないとか、そういった温度差があったりだとか、それに対して一律に対応していくということはなかなか難しいのかなというのも私としての肌感覚として持っているんですけども、そ

ういったところの認識は区としてはいかがでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 ご指摘いただいたとおり、千代田区に今107の町会がございます。その107町会、おっしゃるとおり、一律にこういった支援がというのはなかなか難しいというふうに私も想定をしているところでございます。よって、やはり恐らくお困りになされている町会はほとんどだと思っておりますが、そのお困り事をお聞きしながら、その町会ごと、団体ごとにこういった支援をしていくのがいいのかというのは、ピンポイントで対応していく必要があるんだろうなというふうに思っております、そういったスキームをどういうふうに組んでいこうかということも含めて、現在検討を進めているところでございます。

○大坂委員 ありがとうございます。それぞれの町会ごとにカスタマイズした支援をという話もありますけれども、なかなかそれが実際機能するのかどうかというのは、本当に慎重に設計をしていかなければいけないし、果たしてそれが本当に公平な支援につながっていくのかということも、しっかりと見定めていかなければならないのかなというふうには思っています。

陳情書を見ると、1番目の項目に107町会の町会構成や体制等の実態把握の調査という項目があるんですけども、どこまでできるかというのは、それぞれの町会の協力体制ですとか、任意団体ですので、区として踏み込んでいいところ、駄目なところ、可能なところ、それぞれあると思うんですけども、こういった調査というのは何かやられていらっしゃるのか、それともこれからこういった要望を受けて動くことが可能なのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 こちらに関しましてですが、現時点ではちょっとなかなか想定が難しいなというふうに考えているところでございます。町会、団体によっては、もう実質的にかなりお困りになられていまして、ご自分たちのところの実態、正確な状況把握が困難なところもあるというふうには聞いているところでございます。

また、現在の町会の形といたしまして、在住、在勤、在学者、または事業者の方々に構成されているところもあるともちろん聞いているところでございますが、一方で既に転出した方ですとか、その事業所を退職したり、または転勤をされた方、または近隣の大学で町会にいろいろ手伝いをしていた方で、卒業して出ていってしまったんだけど、いまだにお手伝いということで関与してくださっている方と、既に親しんだ町会ということで今でもお手伝いをしてくれている方もいらっしゃるというような町会もあるということで、いわゆる様々な構成、関係性で成り立っているところもあるというふうには聞いているところでございます。

こうしたこともございまして、全ての町会のこうした構成を把握していくことが最善の策なのか、または別の視点、例えば先ほどちょっと触れましたが、相談事があるということで、そのお申し出を頂きながら、共に考えながら、こういった支援がいいのか、いわゆるニーズとしてどうなのか、またはそれに合った支援なのかどうかということも一緒に考えながら進めていくような、そういったようなことも検討の一つとして含めて検討を進めてまいりたいという状況でございます。

○大坂委員 なかなか難しいのかなというところは理解いたしますが、やはり現状がどうなのかということもしっかりと見極めていかなければ、対策というのはなかなかうてな

いというのも事実だとは思いますが。

千代田区の場合は、出張所単位でそれぞれ町会が構成されているという仕組みにもなっていますし、各出張所で町会長を集めて町会長会議が定期的に行われていますし、そこでの情報収集というのはかなりしっかりと綿密に行われているものだというふうに認識していますので、そのこのところをうまく機能させながら情報収集はして、引き続きやっていただかなきゃいけないのかなと思っています。

連合町会長会議ですとか婦人部長の会議ですとか、定期的にといても年に何回かしかない中で、偏った意見というか、声の大きな情報しか吸い上げられていかないということだけは避けなきゃいけないと思っていますので、そういった、本当に困ってから切実な思いが届く前に、ほんと困りそうだなというところの情報の吸い上げというところにはしっかりとサポート、それは出張所長の仕事になってしまうのかもしれないんですけども、やっていっていただければいいのかなというふうには思うんですけども、いかがでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 ただいまご指摘いただきましたとおり、これまでという言い方になりますでしょうか、様々な会議体を活用させていただきつつも、どちらかというところ行政からのお知らせという、比較的ワンウェイになってしまってきたなというところは反省をしているところでございます。そういった会議でのやり取りも非常に重要ではあるかと思えます。また、ご指摘いただいたように、なかなかそれでは個々の団体様、町会様の細やかな困り事、ご意見というのがなかなか吸い上げられていないなということも認識してございます。そういったことも踏まえまして、こういった聞き方というんでしょうか、そういったことも今ちょっと頭を悩ませているというところで、何がしか取組ができたらいいなというふうに考えてはございます。

○大坂委員 できればそういった情報の収集については、しっかりと体制を立て直した形で組み合わせていただいて、一定程度、委員会のほうに報告を逐次頂ければありがたいのかなと思います。

もう一つは町会の規模格差の問題ですね。これもなかなか公が手を突っ込むところとしては、うーん、というところはあるのかもしれないですけども、区として現状をどういうふうに認識をされていて、何か対策等々があるのか、施策等を行っているのか、お聞かせください。

○赤海コミュニティ総務課長 こちらの項目に関しましては、補助金制度の見直しということで拳がっているものでございます。千代田区のいわゆる町会の補助金に関してですが、少しご説明させていただきますと、創設が昭和40年度でございます。このときに一律3,000円ということでスタートしております。この後に、昭和52年度に世帯割というものを追加で導入させていただきましたという経緯がございます。その後、均等割と申し上げたものと世帯割に関しましては、ある程度状況に応じていわゆる増額の変更を重ねてきたというような状況がございます。

この町会補助金の性質なんですけれども、私どもといたしましては、防犯、防災、環境美化、子どもや高齢者の見守り、レクリエーションといった、区民の皆様、身近な暮らしに関わる様々な活動について、行政代位的な役割を担っていただいていると、そういったような考えに基づきまして、世帯数を基準としているというような認識でいるところでござ

ざいます。

ただ、一方で、地域を取り巻く状況ですとか町会を取り巻く状況、社会状況も変化してきておりますけれども、今後こうした町会員の構成を把握しての対応が果たして先ほど申し上げたように最善策なのか、または、これも繰り返しになりますが、別の視点で、補助金に限らず、支援策というものを複合的に考えつつ進めていきたいというようなところにいるところでございます。

○大坂委員 なかなかこれも情報がしっかりと正確な構成が分からない限り、適切な対応策というのは難しいというところはあるのかなというふうに、今お聞きしながら思いました。人が少ないところはやはりどうしても活動というのは限られてしまう中で、昨今、大学のボランティアですとか、そういった方々が地域のイベントに積極的に参加していただけるようになって、大分イベントも開催しやすくなっているのかなというのは町会員の立場から感じるんですけども、そういったものもうまく活用していただきながら、町会活動が継続して行えるように、活発化していけるように、サポートをしていただくのがいいのかなというふうに思っていますけれども、その点はいかがでしょう。

○赤海コミュニティ総務課長 おっしゃるとおりかと思えます。費用面での支援も、一つこちらにご指摘いただいているようにあろうかと思えます。もう一方で、今、様々な形で、学生ボランティアの方ですとかそういった方々が、いわゆる正式な町会員ではないにしても、イベントなど事業において協力していただいているという実態もあるというふうに認識してございます。そういったことに対して、いわゆる経費での支援をしていくことも一つあろうかと思えますし、いわゆるソフト的な対応をしていくこともあろうかと思っております。今それに関しても頭を悩ませているところでございます。

○大坂委員 ありがとうございます。

最後に、新規町会員の加入促進支援対策、これも非常に重要だと思っています。ただ、なかなかこれ、積極的にというのが難しいのかなというところで、例えば区民体育大会のときとか、そういったところで町会を紹介したりだとか、この前、神保町地区では、活性化委員のイベントの中で町会未加入の方に対して積極的にお声がけをして町会長を紹介するだとか、そういったことは取組としてやっているんですけども、なかなか町会加入にインセンティブをつけて促進するというところまでは、町会というものの性質上、例えば商店街とかだと融資のあっせん制度の中で町会加入が条件で利子率が下がるとか、そういった仕組みがあるんですけども、なかなか町会でそれは難しいのかなというふうには思うんですが、例えば防災グッズを配ったりだとか、そういったようないわゆる販促的なところはできるのかなというふうには思いますので、そこはうまく何かアイデアを練りながら、全区的にキャンペーンを張ったりだとかということも、一つやり方としてはあるのかなというふうにも思っているんですけども、これまで何かそういったことをやってきたのか、それともこれから何か考えていることはあるのか、あればお聞かせください。

○赤海コミュニティ総務課長 例えばインセンティブというか、ではないんですけども、これまで、町会加入促進の一つと申し上げられると思うんですが、主に転入者の方々に対してというふうになってしまいますけども、転入の際にお手続いただいた際に、地域の連合町会のエリアマップというんでしょうか、町会区域のものを配付させていただいたり、町会加入についての幾つかのご案内を封入させていただいたりというような取組はしてお

りました。じゃあ、それがいわゆるインセンティブになっているかということ、インセンティブのためにということではなくて、いわゆる知っていただく、町会に入っていたきたいなということでの取組でございました。

今後こういった形で進めていくかについてもなんですけれども、まずは千代田区の町会ってどういう成り立ちだったのかとか、千代田区の町会ってこういうところなんですよというようなこと、または町会に入ることによって防災とかそういったようなことのときに非常にこういうふうになるんですよというようなこと、いわゆる情報発信が我々のほうでは足りていなかったのかなというところがありまして、まずはそこをまず取り組んでいるところでございますけれども、併せて町会加入促進の何かも、やはり検討の一つに乗せなければいけないかなというふうには考えているところでございます。

○大坂委員 いろいろと悩んでいらっしゃるということがよく分かりましたが、一方で、我々というか、今、私の質問に対して、しっかりと同じ方向を向いて課題認識はしていただいた上で様々ご検討いただけるのかなというふうに思ったので、その点については安心はいたしました。いずれにしましても、今日質問した項目等々を踏まえてしっかりと検討していただいて、方向性が出た段階で委員会のほうにしっかりと報告をしていただきながら、議論を深めていくことが非常に重要なのかなと思っています。

先ほど一番最後にありましたけれども、町会の成り立ち等々が大切だということがありました。思うに、やはりなかなかこの町会のサポートというのが難しい一つの要因として、町会というのがやっぱりこの地域に根差した祭礼の文化と本当に強く結びついているところなのかなと。だからこそ公がなかなか手を出しづらいというところはありますが、一方で、区長ももう新年会の挨拶等々で、さんざん祭礼文化が非常に大事だということをおっしゃっていますし、我々区議会としてもそういったものをしっかり守っていかなければいけないとの共通認識に立っているところだと思うので、その点も踏まえてしっかりと方向性を導き出していただければなと思っていますので、その点、お願いをしたいと思います。

○印出井地域振興部長 ただいま大坂委員から様々な視点でご指摘を頂きました。課長が申し上げたとおり、令和6年から区議会でも、地域コミュニティ、その中核としての町会の役割、支援の在り方、様々な観点からご議論いただいているところでございます。先ほどご指摘のあったように、加入促進、あるいは町会ごとにおける持続可能性の支援、それから補助金の問題とマンパワーの問題、我々としても幾つかそういう視点の中で、町会の今後について検討して、何とか令和7年度予算の中では、打ち手、あるいは打ち手の端緒を示していきたいというふうに思っております。

その中で、やはり千代田区の町会、千代田区全域にわたって様々な祭礼文化があり、それというのは、ぽっと出てきたものではなくて、いずれの地域でも、江戸由来あるいは明治とか、かなり100年を超えるような歴史と文化を継承している祭礼でございます。そういったものを運営することそれ自体が町会の求心力になっております。ただ、一方で、見かけ上、神事との切り分けということについては、やはり様々な課題があるかなというふうに思っています。私ども地域振興部のほうでは文化財も所管しておりますので、そういった観点も含めた今後の祭礼文化とコミュニティ等についてはしっかりと検討しつつ、祭礼そのものの運営に当たってのコミュニティとの関わりについても、ご指摘を頂いたことを踏まえ、また、その切り分けの問題については本当に議会とやっぱり共通認識がないと、

なかなか我々としても踏み込めないところでもありますので、思いを一つにしなが、将来的な祭礼文化とコミュニティの支援についてしっかり検討してまいりたいというふうに思っています。

○小林委員長 ほかにございますか。

○のざわ委員 今、大坂委員にお話しいただいた、具体的なところはちょっと申し上げられないんですが、町会、雪国で雪がすごい迷惑だけど、ほかの方から見るとすごい価値があるみたいに、この千代田区における町会、この町会のコミュニティは物すごく大事だというふうに、ほかの区とか比較してみると物すごく感じまして、歩いていると、必ず最後にお話があるのが、このまちで生まれて、このまちで育って、このまちが大好きだから、このまちで死んで何か問題ありますかみたいな、子どもにもそういう形で頑張してほしいという言葉に全てが、町会に対する愛情、愛があるから、こういう質問も出るのかなということで、この細かいことに関しましては予算委員会等々で、ちょっと今ぱっと、大坂委員がお話しされたんで、ちょっといいアイデアはないんですが、ぜひこのまちの町会を大事にして、地域コミュニティの形成と継承ということに引き続き愛情を持っていろいろ考えていただけたらというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 ご指摘いただきました。先ほどの答弁と少し重なりますが、今非常にいろいろなことを頭の中で悩ませているところでございます。これもやはりご指摘のように、我々行政だけでは何も、全てが完結できるわけではなくて、やはりお住まいの方々、それから今存在している町会の方々のご協力なしでは、いろいろな目標を達成することができないというふうに認識してございますので、そういった思いもありますため、今いろいろな見直しというか、構築を図っているところでございます。ご指摘のとおり非常に重く受け止めてございますので、ご理解賜ればと存じます。

○のざわ委員 ありがとうございます。難しいと思うんですが、理想的には本当、107町会の各それぞれの一人一人の気持ちに沿うような形で、この地域コミュニティの形成と継承というのをご検討いただくと、よろしいんじゃないかなというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○赤海コミュニティ総務課長 しっかりと検討を進めてまいりたいと思います。

○小林委員長 ほかにございますか。

○入山委員 今回、陳情書が出たということで、こちらの陳情者にとっては、地域、町会、かなり熱い思いがあるということで受け止めてはいるんですけども、一般質問とかでも行いましたけども、町会ができて70年たつ中で、人口構成等々が変わってきてはいると思うので、その中で新しい住民の方をいかに町会に入れていくか、持続可能な町会をつくっていくかということがかなり課題なのかなと思う中で、先ほど課長が説明されていましたが、若者の討論会というのがあったと思うんですけども、どのようないきさつで、どのような内容が話されたのか、ちょっとお伺いさせていただけますか。

○赤海コミュニティ総務課長 今回、試行的に、青年部の方というふうに先ほど申し上げましたが、青年部だけではなくて、町会のいろいろなものを担っていらっしゃる若い方という言い方も含めて、各連合で2名程度でしたけれども、集まっていたということになりました。

これは、いきさつといたしましては、これまでやはり町会長会議ですとか連合町会長会

議、それから婦人部長、女性部長の会議などにおきましては、比較のご意見を直接伺うことがこれまでできていたであろうと。先ほどワンウェイの報告ばかりになってしまったとは申し上げておりますけれども、比較的接することが可能であったということがございました。一方で、イベントにしても何にしても、大現場で頑張っている青年部系の方々というのでしょうか、そういった方々と直接お話をお聞きしたりとか、町会長さん、婦人部長さん、女性部長さんたちが抱えている悩みと同じなのか、また異なった視点があるのかというふうにお聞きする機会がなかったということがございましたもので、今回あくまで試行的ではございましたけれども、実施をさせていただいたという状況でございます。

今回ご意見を頂いている中で、ちょっと詳細は割愛させていただきますが、やはり担い手不足とかそういったことに関しては、これまで町会長さん、婦人部長さん、女性部長さんからお聞きしていたようなものとやはり同じようなご意見が多うございました。また、一方で、困り事だけではなくて、連合町会ですとか町会でこういったような工夫でイベントなどをなさっているかということもお聞きしておりまして、今回、実施してよかったなと、手前勝手な言い方になりますけれども、隣の連合町会ですとか、いわゆる麴町地区、神田地区でなかなかこういったことを共通で話す場がなかったということで、そっちはそんなふうに行っているんだねという、いわゆる相互がお知り合いになるとか、そっち、そういうのをやっているんだったら、それはいいねという場が見受けられましたもので、これは非常にいい場だったなというふうに、自画自賛ですけれども思いました。

○入山委員 今、課長のほうから、地域、麴町、神田と地域連携もできたということで、本当に非常に有意義だったのかなと思います。また、その中でよく言われるのが、町会ごとに、町会員は多いんだけども事業をしていないところとか、町会員が少ないんだけども事業をやっているという町会も結構多いと思うんですけども、そういった事業の中で、資金支援というのはどのような枠組みというか仕組みでやられているのでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 いわゆる町会さんですとか幾つかの団体さんが、一緒に事業、イベントなどを行った際の補助というご質問かと思えます。現在、私どものほうでは、地域コミュニティ活動事業助成という名称で、1団体につき15万円でしたでしょうか、交付させていただきまして、これが、少し要件を緩和しつつ、3団体以上であってもなんですが、3団体までで合同で実施をするときには、それぞれに15万円を限度に補助をしますというようなスキームで、今、助成をさせていただいているというもので、運営をさせていただいているというところでございます。

○入山委員 先ほど、今説明を頂きましたけども、年間15万ということだと思んですけども、回数とかもそうなんですけども、回数の緩和、さらには資金面ですね、やっぱり物価の高騰とか人件費の高騰とかもありますので、ぜひそこら辺をちょっと柔軟に考えていただきたいなと思うんですけども、いかがですか。

○赤海コミュニティ総務課長 先ほど少し触れさせていただきました、いわゆる団体様に対する補助と合わせまして事業に対する助成も、一律、ある程度の基準というのでしょうか、を設けながら今日まで来ているところでございます。この中で、やはり物価高騰ですとか、そういったようなことが今やはり地域からもご要望で頂いているところでございます。ここに関しましては、単体のそれぞれの補助金をどうするというのも一つ検討の仕

方かもしれませんけれども、我々が所管させていただいております様々なコミュニティ関係と申しますでしょうか、そういった補助金全体で、見直しという言い方になりませんか、そういったようなやり方もあろうかなというふうに今考えているところではございます。

○入山委員 ありがとうございます。

ちょっとまた違った質問させていただきますと、4番である町会の規模格差、法人・店舗というものがあるんですけども、店舗・法人なんかは区の中にとっては重要な存在だと思うんですけども、そちらについての、まあ、補助金の見直しとまではなかなか難しいかなと思うんですけども、行く行くはどのように店舗・法人なんかは、区民の、区の中でどのような立場になっていくとお思いですか。

○赤海コミュニティ総務課長 いわゆる今回の陳情でもご指摘いただいております。コミュニティ施策の一元的推進の中でも一部触れさせていただいておりますが、コミュニティという言葉の中には、今、課題として議論していただいております町会、お住まいの方、お勤めの方、いわゆる在住、在勤、在学者だけでなく、ここで事業を営んでいる方々、それは町会員の方もいらっしゃると思います。そういったこと全てがやはり一つの大きな意味での区民というふうな捉え方はしているものでございます。一方で、その構成をどうというようなことに関しては、どのような把握の仕方ですとか、それを把握することでどうこうというのが、果たして、先ほどの言い方になりますが、最適なのかどうかについても、今ちょっと研究をしているところという状況でございます。

○入山委員 最後に新規町会員の加入促進支援なんですけども、新住民からの意見というのはどのようなものが上がっていますか。

○赤海コミュニティ総務課長 大変恐縮でございます。私がここに来てから、積極的にこういった声があったかというのは、実はちょっと取り寄せていない状況でございます。ただ、過去に聞いたレベルではありますけれども、やはり町会が何をしているところなのかが分からないとか、入ってどういったメリットがあるのかが分からないというようなお声が、転入者の方だけではないかとは思いますが、そういったお声があったというのは耳にしたことがございます。

○入山委員 新しくお住まいの方の意見も重要なのかなと。町会の意見もちろん重要なんですけども、なぜ入らないとか、なぜ興味がないのかということは必要なのかなと思うので、ぜひそこら辺は、ぜひアンケートでも何でもしていただいて、調べていただきたいなと思います。

以上。

○赤海コミュニティ総務課長 ありがとうございます。そうですね、区民世論調査で定期的にコミュニティに関して幾つか聞いていることがございます。そういったものも活用しながら、世論調査を主に活用しながら、そういった設問項目もあり得るかと思しますので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○小林委員長 いいですか。

今も委員から指摘とか質問が入っているんですけど、質疑をしていますけれども、具体的に例えば新規町会員の加入促進対策といっても、現状、役所が把握している、各町会でやっていることとかの現状が分からないと対策が打てないんで、この辺を一旦整理して、

どういふことを各町会がやっているのか、試みているのか、役所はどういふふうにならうかを受け止めて、どのようなことを今後対策していくかというまでの整理を一度していただかないと、対策になっているかどうか分からなくなっちゃうんで、それが一つと。

先ほど意見がございましたけれども、町会補助金の制度の見直しといっても、今の現状どういふ補助金、先ほど団体補助金と事業に対する補助金とかを組めば15万円になるとかいうようなのがありましたけど、今現状でどういふものをどういふレベルで出している、その例がこんな例があるみたいなのをちょっと1回まとめていただいて、報告していただかないと、これについても見直しをするときにレベル感が合わなくなっちゃうんで、その辺もう一回調査をして、ご報告していただける、随時ご報告していただかないと、これ5項目もあるんで、厳しいかなと思うんで、その辺は検討していただきたいと。

もう一つ言うと、先ほど委員から出ていないんですけど、ご説明の中でもなかったと思う、ないというかあまり積極的に触れていないんですけど、同じような、この千代田区だけでなく、この近隣の自治体も地域コミュニティについて活性化対策をやっていたり困っていたりするのがありますよね。その辺についても、情報交換なり、レベル感を合わせていって、多分悩んでいることはかなり新宿なんかは同じですし、同じような社会現象の中にいるんで、その辺もちょっと調査をしていただいて、コミュニケーションを取っているんであれば、またそれもいいことなんで、報告も頂きたいというように、一つ一つ現状を確認しながら整理をしていって、ご報告をしていただくような形がいいかと思えますけれども、その辺も併せて検討していただきたいと思えますけど、いかがですか。

○赤海コミュニティ総務課長 ご指摘いただきましたように、町会加入促進に関しても、お話しいただきましたように、現在、各町会さんでどのような工夫をなさっているのか、または工夫ができなくて逆に困っていらっしやることもあろうかと思えます。そういったことも聞き取っていききたいなというふうには考えてございます。お時間は頂くかもしれませんが、そういったことで、どういったいわゆる支援策があるのかというのを検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、二つ目の補助金についても、確におっしゃるとおりメニューがどうなっているのかとか、そういったものに関しては、基本的に年度当初に町会長会議などでは、こういったメニューがありますというのをお配りはしてはいるんですけど、なかなかそれだけではご理解を深めていただくことは難しいかもしれませんので、そういったことをまとめていってお示しできるようにしたいなと考えてございます。

また、三つ目の近隣自治体のコミュニティ支援策などにつきましても、今年度まさに近隣区に担当者が出向いて、いろいろ聞き取りなどを進めているところでございます。資料収集なども行っているところでございまして、こういったことを、各区の取組状況などをまとめられましたら、ご報告をさせていただきながら、相談させていただきながら進めてまいりたいと考えてございます。

○小林委員長 ほかにございますか。質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 大丈夫ですか。それでは、質疑がないので、本陳情に関する質疑を終了いたします。本陳情につきまして、委員の皆様から多くのご質疑を頂きました。皆様からの意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

○大坂委員 なる意見がありました。ただ、冒頭、委員長のほうから整理をしていただいたとおり、この陳情書に関しては特別委員会の設置を求める陳情という形になっています。千代田区議会においては、この公式な会議体で特別委員会の設置について議論するという事はこれまでしてこなかったという点もありますので、なかなかこの陳情を採択するか検討していくということは難しいのかなというふうに思っています。一方で、この陳情者が要望しているこの五つの項目の検討、これについては、これまでの議論の中でも分かるとおり、執行機関側も、そして我々区議会側も、しっかりと課題として認識をして、前に進めていこうという共通認識があるところでもありますし、情報提供の中でも令和7年度の予算の中で新たな取組もしていただけるということも明らかになっていますので、一旦この陳情については本日の議論の議事録をもってお返しをし終了していく中で、引き続きこの企画総務委員会の所管の事項の中でしっかりと議論を進めていくということで進めていってはいかがかなというふうに思っているんですけども、どうでしょう。

○小林委員長 はい。ただいま取扱い、意見と取扱いの話になりましたけど、この併せて、この今大坂委員から発言いただきましたけれども、委員会としてこの陳情の取扱いをどう持っていくかということをちょっと諮りたいと思いますけど、いかがですか。

○米田委員 大坂委員の述べられたとおり、議事録をつけてこの陳情者にお返しして、この陳情を終了してもいいんじゃないかなと。

○小林委員長 はい。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 そうしたら、今、大坂委員からも指摘がございましたように、この陳情につきましても、今までの議論、議事録を委員の方にお示しし、陳情自体については終了させていただきますと。ただ、五つの課題が地域振興部の所管、うちの所管部分になるので、それについては引き続き委員会のほうで報告を頂きながら進めるという扱いにしたいと思います。

執行機関のほうはいかがでございますか。それでよろしゅうございますか。

○印出井地域振興部長 今、委員長からご指摘を頂きました。陳情の趣旨はまさに先ほど大坂委員にご指摘いただいたところであるのかなと思いつつ、ここで示された課題については、まさしく我々地域振興部が取り組むべき一丁目一番地の課題が並べられているというふうに認識してございますので、来年度予算の審議の中で、委員会は違いますが、審議の中でご議論いただくこと。一方で、来年度予算だけで解決するようなテーマでもございませんので、継続して、我々のほうとしても、今日頂いたご意見を踏まえて、ご報告できるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○小林委員長 はい。それでは、この陳情についてですけれども、本陳情については、大坂委員の発言があったとおり、議事録をもってお返しすると、ご報告をするということで、本陳情については審査を終了することといたしますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、以上で、日程1、陳情審査を終了いたします。

それでは、日程2、報告事項に入ります。地域振興部（1）ちよだ文学賞の休止につい

て、理事者からの説明を求めます。

○菊池文化振興課長 それでは、ちよだ文学賞の休止につきまして、地域振興部資料1に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず項番1、本事業の概要とこれまでの経緯でございます。区は千代田区文化芸術基本条例及び千代田区文化芸術プランに基づきまして、区の持つ文化的・歴史的な魅力をアピールするとともに、文学の担い手として新たな才能を発掘することを目的としまして、平成17年度より、ちよだ文学賞を実施してまいりました。資料の表にお示ししましたとおり、年齢や住所要件を問わず広く作品を募集するちよだ文学賞と、区に関連性のある小・中学生を対象にしましたちよだジュニア文学賞の2本立て構成となっております。選考に当たりましては、直木賞を受賞されました逢坂先生をはじめとする著名な作家の方や、日本児童文学作家協会の理事の方にご協力を頂いているところでございます。

これまでの受賞作品につきまして、別紙、参考資料にお示しをしております。ご確認のほどお願いいたします。このように、ちよだ文学賞は40作、ちよだジュニア文学賞は80作を超える多くの作品を世に輩出してまいりました。

次に、資料を戻りまして、項番2になります。このように回を重ねまして、令和7年度に第20回目を迎える本事業でございますが、地方自治体の主催する文学賞の先駆けとして多くの功績を残してきた一方、近年は応募者の低迷など様々な課題も浮き彫りになってまいりました。このため、節目となる第20回ちよだ文学賞の開催をもって、一旦本事業を休止し、第5次千代田区文化芸術プランを策定する中で、ちよだジュニア文学賞も含め、今後の新たな事業展開を検討してまいりたいと考えております。

最後に、項番3、今後の事業展開の想定スケジュールです。まず令和7年4月に第20回ちよだ文学賞の応募が締切りとなります。これが作品募集の最後ということになります。これがと並行いたしまして、第5次千代田区文化芸術プランの検討を開始します。その中で本事業の課題の検証と文学賞に代わる新たな施策の方向性を検討してまいります。令和7年10月には神保町ブックフェス内で授賞式を開催し、ちよだ文学賞としましては最後となる第20回ちよだ文学賞受賞作を発表いたします。令和8年3月には第5次千代田区文化芸術プラン策定の完了を見込んでおりまして、このプランの方針に従って新規事業の方向性を検討してまいりたいと考えております。その後、新規事業の予算化ですとか事業の詳細の検討を進めまして、令和9年4月から第5次千代田区文化芸術プランに基づく新たな事業を展開してまいりたいと考えております。

ご説明は以上です。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の方から質疑、質問を受けます。

○のざわ委員 この、まず、ちよだ文学賞は、休止というか形を変えるんで、もうなくすということよろしいんでしょうか。

○菊池文化振興課長 今ご説明しましたとおり、この事業につきましては一旦休止ということでございます。様々な事業の可能性を検討してまいりますので、違った形の文芸作品の発表、もしくは同等のこういった事業を展開するという可能性もあるかと思えます。

○のざわ委員 千代田区には物すごく文化芸術に関わる方がいらっしゃるんで、広く、私もどういう方向になるか分からないんですが、いろんな方々の活動に活発になるようにしていただきたいということと、あと、たまたまなんですが、前から俳句、この文学賞の中

に俳句部門をつくってくださいという話をしている、休止になってしまいますので、人口が600万から800万ぐらいいるということで、千代田区に従来にある文化芸術の活動に加えまして、俳句もあると思うんですが、そういうものを含めて、令和9年4月からの新しいプランの中に今ご検討いただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○菊池文化振興課長 新規事業の方向性というご質問の趣旨だと捉えております。ただいまご答弁申し上げましたとおり、あらゆる可能性を検討してまいります。日本の文化芸術そのものが多様性を帯びてきているという状況があります。今、委員にご指摘を頂きました内容も含めまして、あらゆる事業の可能性を検討してまいります。

○小林委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○小林委員長 小野委員。

○小野委員 今回、休止して新たに見直すということで、分かりました。ありがとうございます。

毎回こちらの受賞式を拝見していると、このそうそうたる選考委員の先生方が、各受賞者に向けた本当に努力の具体をたたえるようなメッセージがしっかりされていて、本当に皆様全ての作品に目を通して、真剣に選んでくださっているんだなということをいつも感じています。そんな中で、今回は見直し、さらには実際には応募者が低迷していることがあるんだなということを初めて理解いたしました。受賞作品が別添でついているのも幾つか見覚えがあるんですけども、もし分かれば、この今ここで分かればなんですけど、大体どの程度の応募件数の推移といいますか、減少があるのか、教えていただけますか。

○菊池文化振興課長 ちよだ文学賞の応募数の推移でございますが、近年で申し上げますと、第15回が426件、第16回が410件、第17回が412件、そして第18回が366件、そして第19回が360件と、微減しているような状況でございます。

ジュニア文学賞につきましてはこういったトレンドはないんですが、第15回につきましては93件、16回になりますと146件、17回は112件、18回は97件、19回になりますとちょっと盛り返しまして148件という、ちょっとジグザグはあるんですが、傾向としては、どちらかといいますと減少傾向といったところは見られると思っています。

○小野委員 分かりました。何か大幅に減なのかなと思ったら、そこまで大幅に減っているわけではないのかなと思いましたが、このジグザグの傾向というんですかね、また、微減というところについて、どのような考察が所管ではあるんでしょうか。

○菊池文化振興課長 このちよだ文学賞の応募者数を増やすための方策としまして、新聞社などに協力を依頼しまして、広告ですとか、また、まちのコミュニティ雑誌とかにも広報をさせていただいているんですが、なかなかこの周知の手段については、なかなか手詰まりの状況といったところは正直でございます。

また、ジュニア文学賞はジグザグの傾向があるんですが、これ、実際には学校現場で創作活動を推奨しているところがございます。子どもたちに多くの教科目を指導される先生の中で、実際にはこの活動だけに時間を割くことができないということが現実にあると思います。先生方の負担も大きいですし、また、読書計画の中でもご説明させていただき

ましたが、本を読む機会そのものが少しずつ減ってきている。まずはそういったところから手をつけなければいけないというふうに思っています。

○小野委員 ありがとうございます。目標とする応募者数のようなものというのは何かあるのでしょうか。

○菊池文化振興課長 ちよだ文学賞本体の部分で言いますと、ある作品が映画化されて、非常に海外でも人気が博された作品があるんですが、そういった機会があって、その時期626件の応募がありました。これは最大値なんですけど、こういったところを目指していくべきなのかなとは思って努力をしてまいったところなんですけど、なかなか現状、この半分ぐらいの状況になってしまっていると。我々としてもその打開策というものがなかなかつかめない状況ですので、一旦ここで立ち止まらせていただいて、課題を整理させていただいて、次の事業に向かったの充電期間というふうに考えさせていただければと思っております。

○小野委員 理解いたしました。

ちょっと細かいことなんですけれども、様々皆様応募してくださっている中で、何回もチャレンジされている方もいらっしゃいます。この著作権の帰属というのはどこになっているのでしょうか。

○菊池文化振興課長 著作権そのものは区にございます。

○小野委員 それは、受賞作品にかかわらず、全ての応募作品ということでよろしいですか。

○菊池文化振興課長 おっしゃるとおりでございます。

○小野委員 その辺り、どのようなルールかということもあると思うんですけども、やはり応募した方々、それぞれ思い入れも強いものですので、この場合によっては著作権の帰属というところについても、一旦お考えいただくのはありなんじゃないかなというふうに感じることもありますけれども、そのような議論というのはこれまでにされたことはございますか。

○菊池文化振興課長 ご指摘のとおり、こちらの著作権につきましてはいわゆる公有財産に当たります。区の所有する財産ということになります。この帰属が、最近ですと、クリエイターですとか実際に作品を発表された方に帰属するというような、そういった流れもございます。委員にご指摘していただいたような内容については我々も課題を認識しております。今後そういった課題も整理してまいりたいと考えております。

○小野委員 ありがとうございます。応募者数をどんどん増やしていくというところで、様々これから見直しをしていかれると思うんですけども、まずは一旦休止をして、多分1年はないのかなと思うんですけども、その辺りのところは、今回一旦これで最後ですとか、または1年間休止しますとか、そういうところの補足の説明というのは公開されるご予定ですか。

○菊池文化振興課長 今回をもちまして中止をさせていただくという案内につきましては、広報の2月号で周知をさせていただきます。その中で、この事業については一旦終了という形にさせていただくということは公告させていただきます。

○小野委員 了解いたしました。もしかしたら応募が殺到するのかなとちょっと思ったんですけども、また、プランとともに、さらに今の時代に合ったもので、かつ先ほどおっ

しゃったとおり、子どもたちが文字離れ、活字離れをしないような、関心を持つようなプランというところに組み込んでいただくと大変ありがたいなと思っておりますので、期待をしております。

以上です。

○菊池文化振興課長 今後も子どもの執筆活動推進、これには力を入れてまいります。こちらの委員会でもご報告させていただきましたが、公民協働推進制度を利用しまして株式会社クリエイトと一緒に、小説の書き方教室なども、これは継続して実施してまいります。子どもたちの執筆活動の支援は継続してまいります。

○小野委員 ありがとうございます。以上です。

○小林委員長 ほかに。

○大坂委員 いろいろ意見はあるとは思いますが、私は反対の立場です。360人、十分なんじゃないかなという気がします。数も大事かもしれないですけども、こういったものというのはやっぱり続けるということも非常に大事なのかなというふうには認識していますし、その内容、質というものも大事なかなというふうに思う中で、やはり様々な活動自体は一旦立ち止まって、また新たなものを検討するということは理解するんですけども、であれば、継続しながら検討することだって十分可能なんじゃないのかなというふうに思うんですね。その上で、文学賞から違う、もっとパワーアップしたものになるのか、また同じようなものが形を変えて、もっと応募しやすいものだったりとか、もっと権威が高いものにリニューアルしていくというのは十分ありなのかなとは思って、休止というのは非常にもったいないのかなと。20年続けて、1年、2年、間を置く休止というのは非常にもったいないのかなというふうに思っているんですけども、その辺の意見というのは検討していく中でどのように整理されたんでしょうか。

○菊池文化振興課長 委員ご指摘の点、我々事務局として非常に悩みました。このまま継続していくべきではないか、この歴史あるちよだ文学賞を継続していくことこそ意義があるのではないかという意見は、事務局の中、様々検討を重ねてまいったところでございます。ただ、しかし、先ほども答弁申し上げましたとおり、この状況を打開する策というのが、なかなか現状私どもとして整理ができていない。この整理をするための期間として、一旦休止をさせていただいて、小説で言いますと、この第1章は1回ピリオドを打ちますけども、必ず第2章は始めます。そのための期間として捉えていただければなというふうに考えております。

○大坂委員 恐らくここで議論というのは平行線なんだとは思いますが、これ以上やりませんけれども、休止する以上、パワーアップして戻ってくるということは約束していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○菊池文化振興課長 本の街ちよだを目指す方向性は必ず復活させていただきたいと思っております。

○小林委員長 ほかにございますか。ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 いいですか。

ただいまのご答弁の中で、今、大坂委員からもありましたけれども、全ての可能性を、休止した間に、第5次千代田区文化芸術プランを作成する中で検討していくと。様々な可

能性と言うんだけど、それだけの説明だと、どちらに行くのか分からない。先ほどのざわ委員が言ったように、俳句も入れてくれと言われていると。じゃあ、俳句も検討しましょう。そうすると、いろいろな今の活字文化もあるけど、見せ方もあるねとか、いろいろな見せ方があって、いろいろな方に参加してもらうためには、この策定メンバーにもよって検討が変わってきちゃうし、あと、ここの今、賞金についても、100万円なりなんなりという税金を投入しなくちゃいけないということが、それでいいのかどうかというの議論もあるかもしれないし、質の問題もあるだろうし。

これ、続けていけばそういうことは出てこないんだけど、休止する以上は検討項目がすごく増える。増えるし、なおかつ検討するメンバーでまた変わってくるというのがあって、これ、一旦この休止の意見は、委員会としては報告は受けるんですけど、この中で、そのまんま途中途中でどのような方向で検討していくかというのは示していただかないと、今度出てきたときに、はい、これは終わりました、俳句を入れましたみたいな、短歌も入れましたみたいなような、単発的な話ではないと思うんで。検討するこの選考委員もこの3人でいいのか、またこれが引き継いでやるのか等も含めて、いろいろ検討する内容が増えてくると思うんで、その辺を併せて一度やる、この検討に入るところでの構想ができた辺りでは、一旦委員会に示してもらいたいと思うんですけども、それはいかがですか。

○佐藤文化スポーツ担当部長 いろんな、いろいろご指摘をありがとうございます。目的のところにもありますけれども、千代田区の文化的・歴史的な魅力をアピールしていくとか、新たな文学の才能を発掘すると。あともう一つは、小野委員のご指摘にもありましたけれども、文字・活字文化ですね。千代田区としてやっぱりそこは追求していかなくちゃいけない。そのための手段の一つが、そういった目的を達成する手段の一つが、このちよだ文学賞にあるとは思っているんですけども、1点、新たな文学の才能を発掘するというのが、今後、検討の焦点になってくると思います。

文学もいろんなジャンルがあって、俳句、川柳、あと短歌、いろんな、ポエムもありますし、どんなものかいいのかということもありますけれども、文化芸術プランを策定する中で、ここは必ず必要か必要じゃないかということも検討していきますので、適宜本委員会でもご報告し、また委員の皆様からもご意見を頂いて、それを反映していくような形にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○小林委員長 はい。よろしくお願いいたします。

それでは、（1）ちよだ文学賞休止についての質疑を終了いたします。

以上で地域振興部の報告を終わり、続いて政策経営部の報告に入ります。政策経営部（1）ふるさと納税制度による寄附受付状況について、理事者から説明を求めます。

○佐藤総務課長 それでは、政策経営部資料1に基づきまして、ふるさと納税制度による寄附受付状況についてご報告申し上げます。

項番1、実施目的でございます。これらは、これまでもご報告してまいりましたとおり、ふるさと納税制度により税収の確保に努めること、併せて返礼品の提供を通じて区の魅力を発信し、引いては地域産業の活性化や観光の振興に資することを念頭に進めているところでございます。

項番2、実施概要には、区の事務として行っておりますポータルサイトの運営及びサイ

トでの寄附の受付、返礼品に関する相談対応、企画等について記載をしております。返礼品につきましては、昨年5月から返礼品提供事業者を募集いたしまして、10月1日のポータルサイト開設以降、様々なお問い合わせ、ご提案を頂きました。返礼品提供事業者及び返礼品の数は現在も増えているところでございます。

項番3にございますとおり、令和7年1月10日現在で申しますと、22社の提供事業者から92品目を提供していただいております。電子商品券につきましては、Pay Pay商品券、ふるナビトラベルクーポン、楽天トラベルクーポン、チョイスPayを取り扱っております。

続きまして、項番4、寄附実績額でございます。10月1日から12月31日の間の実績額は資料のとおりでございます。12月までの総額は9億2,588万円でございます。そのほとんどが12月、それも12月の休みに入った後、年末までの間に、12月分の約半分に当たる4億2,600万円余の寄附を頂くこととなりました。内訳等詳細につきましては表でご確認いただければと思います。

この返礼品の寄附実績につきましては、項番5にございますとおり、内訳でございますけれども、電子商品券が90%超で8億5,700万円余、残りがモノ、返礼品の提供でモノをお送りするようなスタイルのものでございますけれども、そちらは6,887万円ということでございました。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の皆様から、質疑、質問を受けます。

○のざわ委員 こちらのふるさと納税、今まで、ここ直近、年に3億円ずつ増えて、今年12月末で約20億ぐらい、ふるさと納税で千代田区から出ていっちゃうという中で、今回9億2,588万円、半分ぐらいがその費用にかかるというふうな感じだと思うんですが、5億円ももうお金が入ってくるということで、表彰ものぐらいじゃないかなと思うんですが、ぜひ地域の納税の理想、地域の納税の方のところに、商品、提供品でございますか、地域産業の活性化になるような形の取組も含めまして、ぜひまたこの金額が上がっていただくような検証とか取組とかを続けていただくのは、とてもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○佐藤総務課長 ご指摘のとおり、返礼品の提供につきましては地域の活性化につながるものということで念頭に進めておりましたが、こちらが好評を頂いているということが報道等でもちょっと周知されることとなりまして、地域の事業者の方からの提案等もここに来て大分増えているところでございます。そういったご提案を一つ一つ丁寧に生かした形にすることを通しまして、委員のご指摘のとおり地域の地場産業等の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

○のざわ委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

○小林委員長 ちょっと確認します。電子商品券が増えていますよね。この電子商品券をもらった人は千代田区の地場産業でどれぐらい使えるんですか。実績とかそういうことは分からないと思うんですけど、電子商品券って極端な話、お金ですよね。お金を返すわけだから、そのお金で今言ったように地域の企業が、千代田区の企業が活性化するというのが、これはどれぐらい見込めるんですか。

○佐藤総務課長 区外の方が千代田区内で、この商品券を区内で提供される役務について

利用できるということで、何でもお金で買えるものだったらその商品券で買えるということでは基本的にはございません。千代田区のホテルですとかレストランですとか、役務を提供する施設でその商品券が使えるということですので、例えばホテルに宿泊してお食事をされるという方が区外から千代田区にいらっしゃると、それに伴って千代田区内で回遊されるというか行動されますので、それに伴って千代田区全体の何かにぎわいですとか消費につながるというようなイメージであります。

○小林委員長 のざわさん、つながるといことなんで、のざわ委員、よろしく願います。

○のざわ委員 ありがとうございます。よろしく願います。

○小林委員長 はい。

それでは、副委員長。

○田中副委員長 ご説明をどうもありがとうございました。10月から始めて12月で約9割弱のご寄附があったということで、これは駆け込み需要ということもあったと思うんですけども、広報、周知との連携ということもあったと思います。いろいろな媒体で取り上げていただいたと思うんですけども、今把握されていらっしゃる中では、どういうところでどのような発信をしていただいたというのは把握されていらっしゃいますでしょうか。

○佐藤総務課長 メディアでの発信ということでしょうか。

○田中副委員長 そうです。

○佐藤総務課長 メディアですと、各ニュース、報道番組のような番組の中での、短いちょっと取り上げられ方というのは数社ありましたり、あと、年末『ガイアの夜明け』で取り上げられましたり、あとホームページの企画等で記事にいただいたということも数件ございました。

○田中副委員長 ありがとうございます。本年は初年度ということで、様々な媒体からのお声がけとかもあったかと思うんですけども、来年度、2年目になるということで、広報などの計画というのはどのようにされていらっしゃいますでしょうか。

○佐藤総務課長 現在のところはまだ引き続き、例えばさとふるですとか、そういった返礼品の中間事業者のホームページの中で特集を組んでいただくような話は進んでおります。基本的に取材のほうは興味を持っていただいた方からのお申し込みということになりますので、例えばプレスリリースのような形で、こちらから、ちょっと皆さんに興味を持っていただけそうな返礼品の企画ができましたら、それを周知するとか、そういった形で進めていくようになるかなと考えております。

○小林委員長 よろしいでしょうか。

これ、ちなみに12月ががごと増えるのは、個人の方は12月に全部納税しちゃおうということで、千代田区だけじゃなくほかもそうなんですか。12月になると増えちゃうんですか。その辺は千代田区だけの現象じゃないのですか。

○佐藤総務課長 税金の期間として12月31日が一つの期限というふうになっているので、そこで皆さんどういった、ふるさと納税のいろんな番組の特集が12月に多かったというのは、その需要を喚起するという意味も含めて、そういった周知が多かったということでございます。

○小林委員長 はい。ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（１）ふるさと納税制度による寄附受付状況についての質疑を終了いたします。

次に、（２）職員給与に係る住民税（令和6年11月分）の納付遅延に伴う延滞金の発生について、理事者から説明を求めます。

○神河人事課長 それでは、職員給与に係る住民税の納付遅延に伴う延滞金の発生につきまして、政策経営部資料2によりご報告いたします。

まず、1、概要でございます。職員の給与の支払いをする際には、区では住民税を徴収いたしまして、各職員が居住する自治体にまとめて納付をいたしているところでございます。昨年12月26日、その納付先の一つである自治体から、12月10日を納期限とする住民税が納付されていないと、そういったご連絡を頂きました。確認をいたしましたところ、11月分の全職員分の住民税の納付が行われていない。それを確認したというところでございます。同日、速やかに全額納付を行いました。四つの自治体におきまして延滞金計7,200円が発生することとなりました。

2、原因でございます。住民税の支払いにはeLTAXというシステムにより納付を行っておりますが、こちらの納付手続に漏れがあったということでございます。このeLTAXシステムにつきましては、令和3年10月分の納付から使用いたしているものでございます。マニュアルの整備も不十分であったこと、また、納付を行う事務も担当者だけが行うものであって、二重チェックが行えていなかった。そういったこともございまして、こちらの納付手続が行われていなかったことに気がつくことができなかったということでございます。

3、今後の対応でございますが、四つの自治体につきましては速やかに当該延滞金を納付してまいります。

4、再発防止策でございます。まず事務フローの見直しでございます。複数人により事務の執行状況の管理、確認を徹底いたしまして、納付完了後は上長までその処理完了についての確認を行うことといたしました。また、この事務フローの見直しを踏まえまして、事務マニュアルを改定し、担当者が替わっても運用を継続できるようにしてまいります。これらの対応につきましては、社会保険料等の納付手続についても同様にチェックをし、遺漏なく行ってまいります。

適正に事務を執行していたならば生じることのなかった支出を生じさせてしまうこととなりました。本当に申し訳ございませんでした。再発防止策を徹底してまいります。

以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の皆様から質疑、質問を受けます。

○米田委員 これ、まず聞きたいんですけど、12月全員分となっていたんで、システムのエラーではなくヒューマンエラーかと、この点を確認させていただきます。

○神河人事課長 こちらはヒューマンエラーでございます。

○米田委員 税金ね、役所の方が税金を納めるの、これが滞るといのはもうゆゆしきことなんで、次回からしっかり気をつけていただきたいんですけど、まさにこのヒューマンエラーで、再発防止策を見たら、まさにこのとおりだと思うんですね。そもそもこれを

つくるときに、このシステムになっていなかったというのがまず問題だと思うんです。あとeLTAX以外でもこういうことがあると思うんで、これを機に人事課で、こういうことをする場合は全部マニュアルができていないか、その辺の再チェックをしていただきたいんですけど、いかがですか。

○神河人事課長 先ほどご説明させていただいたとおり、事務フローの見直しを行わせていただきました。これにつきましては、事務マニュアルのほうもそれに併せて改定を行っているところでございますので、今後このようなことのないように努めてまいります。

○米田委員 これをつくっただけでオーケーではなくて、これ、また、長年すると慣れが出てきます。その慣れをどうするかというのも課題だと思いますので、その辺もしっかり含めて今後絶対ないようにしていただきたいんですけど、いかがですか。

○神河人事課長 ご意見ありがとうございます。今、事務用のパソコンにおいても、スケジュールソフトでアラートを鳴らすというような形の機能、備忘のアプリケーションなども入っておりますので、そういったものも含めて、そういったもので組み合わせながら、このような事務が漏れることのないように努めてまいります。

○米田委員 最後なんですけど、これ、今後AIが発達してくると、さっきアラームとおっしゃっていましたが、AIが発展してくると、今日やらないといけない仕事、今日納付しないといけないこととか様々出てくると思うんですけど、そういったところの取組も今後検討していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○神河人事課長 昨今そういったAIの進展などもございます。そういったこともございますので、そういったものも取り入れることも研究させていただきながら、今後併せて取り組んでいきたいと思っております。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

のざわ委員。

○のざわ委員 こちらの件は区民の方々からもご意見を多く頂きましたが、ちょっと2点だけ。ちょっと質問1は長いんですけど、お許しいただいて、させてください。

一つ、まず1、質問1です。

○小林委員長 簡潔にね。

○のざわ委員 住民税の延滞金についてなんですが、これ、日本維新の会の国会議員のほうから、総務省のほうの住民税の延滞金についての係の方にご質問をさせていただきましたので、それも含めましてちょっとご質問させていただきます。

地方税には、これ、三つの地方税法が絡んでいまして、地方税には科目ごとの納期限が定められており、納期限までに納付しないことを滞納と言うと。納税者、または特別徴収義務者が住民税を滞納した場合、納期限までに納めた方との公平性を保つため、本来納めるべき税金のほかに延滞金も合わせて納めることになる。地方税法の第326条でございまして。延滞金の割合は地方税法の本則では年14.6%とされていますが、①市中金利の実態を踏まえ事業者等の負担を軽減する観点から、延滞金の水準について引下げを実施しているほか、②法定納税期限の徒過から1か月以内の場合には、早期納付を促す観点から低い税金が設定されており、令和6年の延滞金の水準、期限徒過から1か月以内は年2.4%とされている。これは地方税法附則第3条の2。公務員だから、役所だからといった理由での特別措置はないと。また、延滞金は滞納税金を計算の基礎として、納付期の翌日

から納付される日までの日数に応じて計算されると。

あと地方税法第20条の4の2で、滞納税額が2,000円未満であるときは延滞金はかからない。滞納税金に1,000円未満の端数があるときは、計算の際その端数を切り捨てる。算出した延滞金額が1,000円未満であるときは延滞金はかからない。算出した延滞金額に100円未満の端数があることは、これを切り捨てるということで、これは簡単に申し上げますと、延滞金の割合が地方税法の本則で年14.6%とされておりまして、①市中金利の実態を踏まえ事業者の負担を軽減する観点から、延滞金の水準について引下げを実施しているほか、②延滞期限の徒過から1か月以内の場合には、早期納付を促す観点から低い税率が設定されており、令和6年の延滞金の水準期限徒過から1か月以内は年2.4%とされておりまして、公務員だから、役所だからといった理由での特別措置はございませんと……

○小林委員長 のざわ委員、質疑してください。解説は分かりました。

○のざわ委員 はい。本件について具体的な内容を確認したい場合は、千代田区の担当部署にお問い合わせくださいということで、ちょっと私たちが、この等級及び職制上の段階ごとの職員数、このグラフが、令和6年4月1日、あると思うんですが、行政職給与表1で1,025人となって、それ以外にもあるんですけども、ざっくり計算しますと約680人ぐらいになるのかなと。全体で1,025人の対象の方がいる中で、延滞税が発生しない方が結構いたのかもしれないと。ちょっと自分たちで計算するには、結論、よく分からなかったという中で、今回、7,200円、一般的な方から見まして少ない感じがするんですが、またこれをお支払いした後、また追加でみたいなことが、ないとは思いますが、そこら辺も含めて、まず大丈夫なんでしょうかということ。

どうも、長い間すみませんでした。失礼いたします。

○神河人事課長 今回の住民税の滞納額の計算方法についてのご質問と受け止めさせていただきます。

先に申し上げたとおり、職員の給与の支払いをする際には、区では住民税を特別徴収しまして、各職員が居住する自治体にまとめて納付をさせていただいております。そして、先ほどお話が、ご説明いただいたとおり、納付期限を過ぎた遅延金の計算方法につきましては、各自治体共通で地方税法に定めがあるところでございます。その計算方法に基づきまして今回の件に当てはめると、遅延したのが16日分、そして今回の件では年利2.4%、こちらで計算なされた結果、これは自治体ごとに計算をいたします。その結果としまして、4自治体で延滞金が発生したということでございます。

なぜ4自治体のみで生じたのかということにつきましては、これも先ほどご説明いただいたとおりですが、延滞金の額が1,000円未満であればかからないという規定に基づくものでございます。ということですので、区の職員が多く居住する自治体、四つの自治体においてのみその延滞金が発生したということでございまして、それが4自治体計で7,200円ということでございます。

○のざわ委員 どうもありがとうございました。

もう一つは簡潔に、やはりこの再発防止、二度とあってはいけないということで、一つだけ、事務フローを今度見直すということで、送金を執行する人、それを執行したということ監視すること、執行した人と監視した人がちゃんと活動しましたよということをち

ちゃんと確認する人、こういうこの三つのステップでやっていただくということが内部統制になると思いますので、これの事務マニュアルもそのような形で作っていただいて、今後ぜひ、ないように、またご運用いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○神河人事課長 ご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり、今回ミスが生じてしまったのは、職員が事務を行ったのかどうかということを確認し切れなかったということにございます。もうまさにヒューマンエラーでございます、そのことは非常に重く受け止めているところでございます。ですので、この処理におきましては幾つか工程もございません。そのそれぞれにおきまして複数の職員によるチェックを行うとともに、これまで私ども、私どもといいますのは、担当の係長であるとか、私、人事課長のほうで、最終的な納付確認まではいたしておりませんでした、これを機にそれも併せて行うことといたしたいということにございまして、これも含めてマニュアルに掲載をしながら、引き続き対応してまいりたいと思います。

○のざわ委員 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

○小林委員長 はい。ほかに質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なし。はい。

ヒューマンエラーなんで、基本的なことを確認しなくちゃいけないんですけども、先ほどいろいろ対策はしてくれているんですけど、そもそもヒューマンエラーが出るのに、この業務をやる職員の能力が悪かったのか、能力がなかったのか。もしくは人員が不足していたのか。1人でやるのがたくさん、多過ぎちゃって、職員がたくさんをできなくてこのところのチェックができなかったのか。僕はもう一つ言うと、そもそもシステムができていなかったのか。どこか分けないと、対策しても、これ、一生懸命やったけど職員の能力がない場合はまたやるでしょう、幾らこうやっても。それから人数が少な過ぎて1人の人がたくさんやり過ぎていたらミスが起きちゃうでしょう。その辺のことはヒューマンエラーが出るたびに考えないといけないと思うんですけども、その辺はどうだったんですか。

○神河人事課長 今ご質問の件でございますが、この時期、11月から12月にかけては、私ども、給与事務の一番の繁忙期、また4月にも繁忙期はあるんですけども、年間の中である繁忙期の中の一つでございます。ですので、先ほど一つお話がありましたが、繁忙期であって業務が多であったということは、一つ原因としては考えられると思います。これまで令和3年から一度のミスもなく行われてきたものが、今回たまたまと言うと反省のないように聞こえるかもしれませんが、それが今回漏れてしまったと。そこは大変重く受け止めて、再発防止策をしていくというところでございます。もうまさに繁忙期で、職員も一生懸命やる中で起こってしまったことなのかなというふうに認識しております。

○中田行政管理担当部長 今回の件、今、多忙というのもありましたけれども、職員としてどんなに多忙であってもしっかりと事務の整理をして、例えばチェックリストを作るなどして、しっかりと事務をやったかどうかというのを確認するという必要があると思います。そういった点も少し今回できていなかったかなというところもありますので、そういったことも含めて対応を進めていきたいと思います。なので、人員が不足しているとか、そういう1個の理由でこういった事故が起きたのではないというところをご理解を頂ければと思います。

○小林委員長 はい。それでは、（２）職員給与に係る住民税（令和6年11月分）の納付遅延に伴う延滞金の発生についての質疑を終了いたします。

以上で政策経営部の報告を終わります。

日程2、報告事項を終わります。

日程3、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。

執行機関から何かございますか。

○高橋商工観光課長 お時間を頂きまして、千代田区観光協会に關しまして1点ご報告申し上げます。千代田区観光協会は、本年元日付で——1月1日付ですね、日本舞踊や和楽器の若手演者で構成される「禮」——漢字で書きますと「示」へんに「豊」と書く「禮」なんです、というチームを文化観光大使に任命いたしました。この禮というチームは現在6人が中心メンバーで、日本舞踊、三味線、琴、邦楽ばやしという笛や鼓の演者がいらしゃいます。もともとはこの方々は、それぞれの在籍している流派であるとかお互いに演目ごとで、今、改修準備中の国立劇場などで活動されていたということです。また、この禮というチームとしては、公演、それからイベント出演、ワークショップなどを通じまして、国内外に向けた日本文化の発信に取り組んでいるところでございます。

観光協会が禮と出会いましたきっかけといたしましては、昨年11月に北の丸公園で行ったインバウンド向け事業でございます。また、観光協会の中で、この禮の位置づけ、先ほど申し上げましたとおり、文化観光大使ということでございます。これは観光協会が観光PRのために独自に任命するものでございまして、観光大使の「リラックマ」やSNSインフルエンサーなどと同様に1年契約の更新制でございます。

先週、行幸通りで行われましたイベント「江戸にひかり大丸有」、こちらは東京都の補助事業を活用した大丸有地域が主催となった事業でございますけれども、こちらで観光協会の文化観光大使として初めての出演をしたというところでございます。

観光協会は今後この禮の皆さんと、区内で行われる地域の観光イベントに出演してもらったり、さくらまつりなどのイベントに活用できる楽曲の提供をお願いしたりする予定と聞いております。

ご報告は以上でございます。

○小林委員長 はい。よろしいですか。何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、今ちょっと説明がありましたけど、観光大使とか、いろいろ千代田区で任命している、千代田区の関連する機関が任命している大使と、あとキャラクターも今ちょっと出ていましたけど、マスコットキャラクターとかもいろいろあると思うんですけど、ちょっと一旦整理していただいて、どんな状況になっているのかを一度報告していただければと思います。よろしいですか。

○高橋商工観光課長 今、キャラクターなどに関しましても、例えば私ども消費生活センターの「キックン」「アックン」であるとか、DX推進キャラクターの「chiyo dx」など、全庁にわたるところでもございますので、政策経営部と相談しながらちょっと整理して、またご報告等をさせていただければと思います。お願いいたします。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。よろしくお願いします。

次に、その他、ございますか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 令和7年千代田区「二十歳のつどい」を、去る1月13日月曜日、成人の日に開催いたしましたので、実施結果につきまして口頭で情報提供をさせていただきます。

1月25日の常任委員会で約340人のお申し込みがあったことをご報告いたしましたが、当日は、区民の方198人、区立小中学校、中等教育学校を卒業した区外在住の方151人の計349人の方々にご参加を頂き、無事終了いたしました。区議会議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席を頂きまして、ありがとうございます。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。よろしいですか。

それでは、ほかにありますか、執行機関。

○山下災害対策・危機管理課長 それでは、令和6年度東京都・千代田区合同帰宅困難者対策訓練の開催についてご報告をいたします。

先日、ポスト対応で資料をお配りいたしました。2月14日金曜日、9時半から11時10分まで、東京駅及び周辺の帰宅困難者一時滞在施設において、帰宅困難者の対策訓練を実施いたします。なお、主催の東京都が現在調整中ということもございますので、詳細につきましては2月初旬、東京都の発表に合わせて追加でお知らせいたします。

説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 よろしいですか。はい。

それでは、本日予定した日程を全て終了いたしました。何かございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして委員会を閉会いたします。ありがとうございます。

午後2時33分閉会